

令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度インターンシップイベント事前準備等業務

2 委託業務の目的

本県では、20～24歳の就職を理由とした転出超過が社会減の最大の要因であることから、新規学卒者の大学卒業後の県内企業への就職を促進することを目的として、広島県内就職までの意識・行動のステップアップモデル図【別紙1参照】を設定し、大学低学年次生の早期段階から、学生が県内企業の仕事や広島のライフスタイルの魅力に触れる機会を提供し、地元就職促進及び広島県へのUIJターン志向を高めるための取組を行っている。

本業務では、大学低学年次から授業等で広島の産業の強みや暮らしの魅力、県内企業・業界の仕事内容や社会で活かされている大学の学び等を、人事採用担当者や「ひろしま就活サポーター」（以下「サポーター」という。）【別紙2参照】として県が任命した20歳代の社員等が講師として登壇する取組などを通じて、県内就職に興味・関心が高まった学生にインターンシップを促進し、就職先として比較検討される機会を提供することにより、県内就職に誘導するためのインターンシップイベントを4月に実施する（検討中）にあたり、その参加企業社員や参加学生等の支援を含めた事前準備を行うものである。

近年の就職活動の早期化に伴い、インターンシップ等のスケジュールも前倒し傾向にあり、大学や民間ナビサイトが実施するインターンシップ誘導のための合同企業説明会が5月中旬頃に開始され、6月には多くの企業のエントリー・応募が開始されることから、それよりも早いタイミングでインターンシップ先の選択肢を拡げる機会となるよう、大学卒業生等の先輩など属性の近いサポーターと出会い、交流することで「先輩の仕事を見に行ってみよう」というインターンシップ参加動機が生まれることを期待し、4月にイベントを実施することを検討している。

この場合、イベント参加企業社員はサポーターであり、自身の仕事内容や働き方、広島での暮らしの魅力を学生に伝えることで、参加学生が「先輩の仕事を見に行きたい」というインターンシップ参加動機につながることを意図したい。

なお、インターンシップの実施に当たっては、経営団体、労働団体、大学等及び行政機関等が参画する広島県インターンシップ促進協議会（以下「協議会」という。）【別紙3参照】を設置しているため、主なイベント参加学生は、協議会に参画する県内大学の3年生を想定しており、県外の就職支援協定締結校や広島出身者の多い近隣県の大学なども幅広く集客する考えである。

イベント参加後には、学生は県の就活スターティングサイト「Go!ひろしま」等を使い、6～7月頃に県内企業へ応募し、選考、参加決定を受け、8～9月にインターンシップ等に参加することとなる予定である。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の種類

委託業務は次の3業務で構成し、各業務間の連関性を持たせて学生の県内就職意識の高まりにつながるものとする。

(1) サポーター向けの事前準備用動画作成等

イベント参加予定のサポーターに向けた準備セミナー動画作成等

(2) 各大学ポータルサイト掲載等による広報動画作成等

各大学ポータルサイトに掲載する等によりイベントや県サイトを広報周知するための動画作成等

(3) インターンシップ事前学習用動画作成等

イベント参加後に夏季インターンシップに参加予定の県公式LINE登録者学生に向けた事前学習用動画作成等

5 委託業務の内容

本仕様書に記載する県公式サイト等の定義は次のとおり。各業務に応じてサイトの周知・広報を図り、LINE登録を促すこと。

各業務間に関連性を持たせて学生の県内就職意識の高まりを継続させるための工夫や、多くの学生を参加させる工夫として、サイト等の活用方法・内容について提案すること。また、学校や学生等の継続的な利活用促進につながる具体的な提案とすること。

なお、Go!ひろしまのLINE公式アカウント等 SNS については、県の承諾を得た上で、一部機能（友だち情報の確認や一斉配信・セグメント別配信等）の操作・閲覧をすることができる。（※一部機能を制限する可能性あり）

県公式サイト等の定義

●「Go!ひろしま」サイト

→【県公式】就活スターティングサイト「Go!ひろしま」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/>

●LINE 登録

→【県公式】就活応援 Go!ひろしま

<https://aura-mico.jp/qr-codes/45032/preview>

●Youtube チャンネル

→【県公式】ひろしま就活応援「Go!ひろしま」Youtube チャンネル

<https://www.youtube.com/@gohiroshima-uij>

●X (旧 Twitter)

→【公式】広島就活「Go!ひろしま」@uij_gohiroshima アカウント

https://twitter.com/uij_gohiroshima

●Instagram

→【県公式】就活サイト「Go!ひろしま」@gohiroshima_starting アカウント

https://www.instagram.com/gohiroshima_starting/

●Facebook ※全般向け

→就活応援 Go!ひろしま

<https://www.facebook.com/>

●Youtube チャンネル ※事業者向け

→【広島県雇用労働サイト】わーくわくネットひろしま

<https://www.youtube.com/@user-vw9jk9qk7t>

(1) サポーター向けの事前準備用動画作成等

ア 目的

サポーターが、リクルーターとして大学生に対する行動や接し方などを学ぶ必要があり、またサポーターのキャリア形成支援として、検討中のインターンシップイベントが意義のある機会となるようにするため、視聴ただけで学習できる動画が必要である。そのため、事前準備の機会を提供する動画を作成し、県の指示に基づき配信する。

イ 業務内容

(ア) 時期

- 令和7年4月下旬開催予定のインターンシップイベント前に視聴して参考となる内容で制作し、3月末までに配信を開始できるようにすること。

動画の内容

次の2本の動画を作成すること。また動画の長さは各15分程度とすること。

a イベントを円滑に進行するための準備内容

- ・ (参考) イベントは次のとおり県で検討している。(イベントの実施自体は本契約の対象ではない)

時期：4月下旬

場所：広島コンベンションホール

規模：学生200人/サポーター50人

目的：インターンシップ等仕事体験への誘導

狙い：動き始めの大学3年生が民間や大学主催のブース訪問型合同企業説明会に参加する前に企業への質問などを練習する機会となること。また、企業の認知度による選択ではない方法で、インターンシップ先の選択肢を拡げる機会となること。

その他：サポーター同士の異業種交流の機会となることも副次的効果と考えている。

- ・ 検討するイベントを円滑に進行するため、動画作成に当たっては、イベントの名称やプログラム、タイムスケジュールを想定し、その内容にあわせた事前準備の内容とすること。
 - ・ 大学生に対する行動や接し方などリクルーター（プロモーター）教育に役立つものとする。
 - ・ サポーター自身が考える、広島での働き方や暮らしの魅力が語れるように促す内容とすること。
- b キャリア形成支援のための内容
- ・ 動画及び資料のコンセプトや内容について企画し、県と調整を行うこと。
 - ・ 今までの経験から身につけたスキル等を参加するサポーターへ自覚させることで、キャリア形成を支援し、学生に対しても社会人になってからの自己成長などを話せるようになるためのものとする。
- (イ) 撮影及び視聴誘導
- ・ 通信機器、撮影機材確保などの必要な準備を行うこと。
 - ・ 撮影シナリオを作成し、撮影までに県による内容確認及び修正の指示の機会を設けること。
 - ・ 動画コンテンツはスマートフォン及びPCからの再生に適した動画データ形式（MP4）、画質はフルHD、画角（アスペクト比）は16:9とすること。適宜、映像の加工・編集、テロップの挿入等を行うこと。
 - ・ 3月末までにYouTubeチャンネルへアップする作業を実施すること。
- (ウ) 県への報告等
- ・ 動画完成までに県による内容確認及び修正指示の機会を設けること。
 - ・ サポーターへの視聴案内等は本契約の範囲外である。
- ウ その他 動画作成等に当たっての企画提案内容
- ・ 次年度以降検討のイベントについて、学生が参加しやすい名称やプログラム、タイムスケジュールを想定として提案すること。なお、円滑な進行が行える司会者やファシリテーター等、また当日必要な機材についても想定した提案に含むこと。なお、このイベントの実施は本契約の対象でない。
 - ・ 想定したイベントにあわせた事前準備の内容とその意図、動画の企画構成や、撮影・編集等について、絵コンテなど動画のクオリティが可視化できる形で提案すること。
 - ・ イベントがサポーターにとってより良いキャリア形成支援の場となるための内容とその意図、動画の企画構成や、撮影・編集等について、絵コンテなど動画のクオリティが可視化できる形で提案すること。
 - ・ キャリア形成支援等に精通した講師等を選定する場合は具体的に提案すること。
 - ・ サポーターに動画の視聴を促すための工夫について提案すること。ただし、サポーターへの働きかけは4月以降となるため本契約の範囲外である。

(2) 各大学ポータルサイト掲載等による広報動画作成等

ア 目的

イベントの集客のため、1ヶ月以上前から広報する必要があるため、またインターンシップ参加促進のため、県内大学生等への案内用広報動画及び広報素材のデザインを作成し、各県内大学のポータルサイトに掲載する。

イ 業務内容

(ア) 時期

- ・ インターンシップイベントに向けて各大学の新学期授業で迅速に広報できるように制作し、3月末までに予定配信を開始すること。

(イ) 動画の内容

次の2本の動画を作成すること。また動画の長さは各15分程度とすること。

a イベント告知広報用動画

- ・ 動画及び資料のコンセプトや内容について企画し、県と調整を行うこと。
- ・ 視聴学生にイベントに参加したいと思わせるような仕掛けができているものとする。

b インターンシップ等仕事体験の探し方動画

- ・ 動画及び資料のコンセプトや内容について企画し、県と調整を行うこと。
- ・ 視聴学生に「Go!ひろしま」を使ってインターンシップ等仕事体験を探す方法などを説明し、サイト活用を促す仕掛けができているものとする。

(ウ) 広報素材の内容

- ・ 大学学内で広報に使用するためのチラシデザインを作成し提供すること。なお印刷・配付は4月以降となるため、本契約の範囲外となる。
- ・ LINE登録者やSNS等で広報に使用するためのバナーデザインを作成し提供すること。
- ・ 「Go!ひろしま」サイトのランディングページで使用するためのバナーデザインを作成し提供すること。

(ウ) 撮影等

- ・ 通信機器、撮影機材確保などの必要な準備を行うこと。
- ・ 撮影シナリオを作成し、撮影までに県による内容確認及び修正の指示の機会を設けること。
- ・ 動画コンテンツはスマートフォン及びPCからの再生に適した動画データ形式(MP4)、画質はフルHD、画角(アスペクト比)は16:9とすること。適宜、映像の加工・編集、テロップの挿入等を行うこと。
- ・ 3月末までにYouTubeチャンネルへアップする作業を実施すること。
- ・ 学生に向けての周知広報は、県が大学キャリアセンター等を通じて4月以降に行うため、本契約の範囲外である。
- ・ 周知広報のためのWEB広告等の企画・配信運営、メディアへのプレスリリース等は4月以降に行うため、本契約の範囲外である。

(エ) 県への報告等

- ・ 動画完成までに県による内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 学生の参加受付はGo!ひろしまLINE公式アカウントによるが、参加申込状況の管理や動画配信実績等の効果分析は4月以降に行うため、本契約の範囲外である。

ウ その他 動画作成等に当たっての企画提案内容

- ・ イベントの参加学生を確保するため、より多くの学生に動画視聴を促すための具体的手法及び手法毎に見込まれる効果を想定して提案すること。ただし、このイベント広報の実施自体は4月以降となるため本契約の範囲外である。
- ・ 広報用動画及び広報素材デザインはイベントに参加したいと思わせる仕掛けが視聴学生に十分に伝わるような動画・デザインの企画構成や、撮影・編集等について、絵コンテなど動画やデザインのクオリティが可視化できる形で提案すること。
- ・ 探し方動画は、Go!ひろしま活用のメリット等が視聴学生に十分に伝わるような動画の企画構成や、撮影・編集等について、絵コンテなど動画のクオリティが可視化できる形で提案すること。

(3) インターンシップ事前学習用動画作成等

ア 目的

インターンシップが学生のキャリア教育として意義のある機会となるよう支援するため、インターンシップ等仕事体験参加前の事前学習の機会を提供する動画及び視聴誘導用の広報素材を作成し、Go!ひろしまLINE登録者に配信する。

イ 業務内容

(ア) 時期

- ・ 4月～5月の就活イベント参加後に次のステップとして視聴できるように制作し、3月末までに配信を開始すること。

(イ) 動画の内容

- ・ 動画及び資料のコンセプトや内容について企画し、県と調整を行うこと。
- ・ 動画の長さは15分程度とすること。
- ・ 社会人としてのマナーやインターンシップ等仕事体験参加にあたって必要な心構え等を学習できるものとする。
- ・ 協議会が提供する社会人基礎力コンピテンシー評価シートを使って参加目標を立てることを促進すること。

(ウ) 広報素材の内容

- ・ LINE登録者に視聴を促すためのバナーデザイン等を作成し提供すること。

(エ) 撮影及び視聴誘導

- ・ 通信機器、撮影機材確保などの必要な準備を行うこと。
- ・ 撮影シナリオを作成し、撮影までに県による内容確認及び修正の指示の機会を設けること。
- ・ 動画コンテンツはスマートフォン及びPCからの再生に適した動画データ形式(MP4)、画質はフルHD、画角(アスペクト比)は16:9とすること。適宜、映像の加工・編集、テロップの挿入等を行うこと。
- ・ 3月末までにYouTubeチャンネルへアップする作業を実施すること。

(エ) 県への報告等

- ・ 動画完成までに県による内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 視聴学生に対しての動画視聴アンケートの企画、実施、集計分析は4月以降に行うため、本契約の範囲外である。

ウ その他 動画作成等に当たっての企画提案内容

- ・ 事前学習の内容が視聴学生に十分に伝わり、インターンシップがより良いキャリア教育の場となるような動画の企画構成や、撮影・編集等について、絵コンテなど動画のクオリティが可視化できる形で提案すること。
- ・ 講師等を選定する場合は具体的に提案すること。
- ・ より多くの学生に動画の視聴を促すための工夫について提案すること。ただし、この工夫の実施は4月以降となるため本契約の範囲外である。

6 実施体制の確保について

受注者は、委託業務の実施にあたり、必要な要員や資材等を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7 委託業務の対象となる経費

委託業務の対象となる経費は、委託業務を遂行するために必要な経費の内、受注者における通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。

なお本企画提案の対象経費に含むものは次の成果物に係るものとし、想定提案として求めるイベント実施や集客広報に関する経費は別途令和7年度予算での措置を検討している。

(1) 本企画提案の対象経費による成果物

- ア サポーター向けイベント事前準備動画及びイベント想定案(名称・プログラム・スケジュールの想定)
- イ サポーター向けキャリア形成支援動画
- ウ イベント告知広報用動画及び広報用素材
- エ インターンシップ等仕事体験の探し方動画等
- オ 事前学習用動画及び広報素材

(2) 経費区分

- ア 人件費
- イ 旅費
- ウ 通信運搬費
- エ オンラインツール使用料
- オ 通信機器・撮影機材等使用料
- カ 会場費、会場設備費・設営費
- キ 事務用品等消耗品購入費（購入金額が10万円未満のもの）
- ク 学生募集広告費、広告物制作・印刷費
- ケ その他県が必要と認めた経費

(3) 留意事項

委託業務に係る会計帳簿類や支出内容を確認できる証拠書類を整備し、適正な会計処理を行うこと。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。なお、県からの要求をもってしても改善が望めないと認められるときは、契約を解除する場合がある。

(4) 機密の保持

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。委託業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(6) WEB 広告の利用

WEB サイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、広告配信を行う場合は、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。また、不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(7) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 委託業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受注者においてその責を負うこと。

イ 肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう受注者において整理すること。使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受注者が負担すること。

ウ 委託業務により作成したセミナー資料及び収録動画については、県の判断により多種の広報媒体で使用する可能性があるため、委託期間終了後においても問題が生じないようにすること。

エ 委託業務により発生した成果物等に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受注者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しない

ものとする。また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- (2) 受注者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 受注者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担すること。
- (5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。
- (7) 新型コロナウイルスなど疫病の感染拡大等の影響により、委託業務の実施が厳しくなる場合には、直ちに両者協議の上、これを解決するものとする。また、中止の判断をした場合、それまでの準備に要した経費は、県が支払うこととする。